

平成 30 年 2 月 21 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸  
地域保健担当理事 花岡 正人  
宮下 明

平成 30 年 4 月介護報酬等改定に関する運営基準等に関する省令等の送付について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会  
会長 菊岡 正和  
(公印省略)

平成 30 年 4 月 介護報酬等改定に関する  
運営基準等に関する省令等の送付について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について日本医師会長より別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますよう  
宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲  
覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>  
→ 会員専用ページ → お知らせ (介護保険関係) 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町 3-1

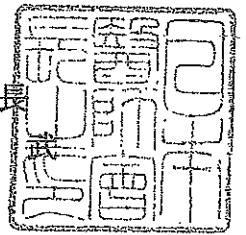
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail [g-iwata@kanagawa.med.or.jp](mailto:g-iwata@kanagawa.med.or.jp)

平成 30 年 1 月 24 日

都道府県医師会 会長 殿

日本医師会 会長  
横倉 義



平成 30 年 4 月 介護報酬等改定に関する運営基準等に関する省令等の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月に予定されている次期介護報酬等の改定に関しては、厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会において審議が行われておりますが、1 月 17 日に厚生労働大臣から同審議会に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正等について諮問が行われ、給付費分科会にて議論の上了承し、同日、社会保障審議会会長より答申が行われたところです。また、それを受けて 1 月 18 日には運営基準省令が官報公布されております。

つきましては、省令及び介護給付費分科会資料（諮問書・報告・答申含む）をご送付申し上げます。なお、給付費分科会資料のうち諮問別紙及び参考資料は一部割愛しておりますが、厚生労働省ホームページにおいても同資料が公開されておりますので、掲載アドレスをお知らせいたします。



敬具

記

(添付資料)

○官報 号外第 10 号 (平成 30 年 1 月 18 日付) 抜粋

- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (厚生労働省令第 4 号)
- ・介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (厚生労働省令第 5 号)

○社会保障審議会介護給付費分科会 (第 157 回) 資料 (平成 30 年 1 月 17 日開催)

(参考)

- 厚生労働省ホームページ 社会保障審議会介護給付費分科会資料掲載アドレス  
・第 157 回 (平成 30 年 1 月 17 日開催)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>

以上